

相模原市監査委員公表第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成27年10月28日に実施した農業委員会事務局の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、相模原市農業委員会から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成27年12月28日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪井 廣 行

同 米山 定 克

同 小野沢 耕 一

1 監査を実施した日

平成27年10月28日

2 措置に係る通知日

相模原市農業委員会から通知があった日 平成27年12月8日

3 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>農業委員会事務局の各事業の委託料の支出に関する事務を調査したところ、各契約書約款及び請書に添付された仕様書において、引用している条項が誤っている事例が見られた。</p> <p>契約事務については、監査の結果において不適切な事務処理が全庁的に散見されたことから、市においてはこの数年注意喚起が再三再四行われた。また、本年6月には不祥事の防止に向けた緊急事務点検が全庁的に実施され、この中で監査における指導事例として契約事務についても点検が行われたところである。</p> <p>しかしながら、今回の定期監査において、依然として契約事務の不適切な事例が見られたことは、大変遺憾である。</p> <p>こうしたことは、農業委員会事務局において適切に事務を処理するという意識が欠如しており、真剣に取り組むという姿勢が極めて不十分であることを正に示していると言わざるを得ない。</p>	<p>各契約書約款及び請書に添付された仕様書において、引用している条項が誤っている事例が見られるなど今回の不適切な事務処理に至った責任の所在は、管理監督者をはじめ、契約事務に携わった職員にあり、今回指摘を受けた監査の結果を極めて重く受け止めております。</p> <p>原因としては、再三にわたる契約事務の適正な執行に係る全庁的な注意喚起がなされていたにもかかわらず、担当者及び管理監督者が自らのこととして受け止める意識が不足しており、それぞれが責任を持って果たすべき確認行為を怠ったことによるものです。また、本年6月に実施した緊急事務点検につきましても、監査における指導事例が点検項目として明記されていたにもかかわらず、担当者の確認行為が不十分であり、管理監督者としても十分に指示を行わなかったことから、今回の誤りを発見することができませんでした。</p> <p>今回の原因が管理監督者をはじめとする職員の契約事務の適正な執行に対</p>

今回このような不適切な事務処理に至った責任の所在を明らかにするとともに、今後、契約事務の執行に当たっては、担当職員及び管理監督者はその事務の重要性を再認識し、契約書約款をはじめとする関係書類の記載内容を精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

する意識不足であったことから、農業委員会事務局として今回の不適切な事務執行に対して改めて深く受け止め、事務局長から管理監督者に対して口頭訓示を行い、管理監督者から全職員を対象に契約事務の重要性及び適正な事務の遂行により職責を果たすよう口頭訓示を行いました。

また、10月に職場内研修を実施し、事務点検に係る文章や契約事務の手引き等に基づいて、管理監督者を中心にそれぞれの班ごとに事務執行の心構えや事務手順等を話し合い、適正な事務執行に対する意識付けを行うとともに、留意すべき点の再確認を行い、その結果を「事務処理ミス防止対策管理表」に反映いたしました。

なお、今後におきましても、定期監査結果の公表や全庁的な注意喚起がなされた際等には、職員が自らの問題として受け止めるように、職員が輪番で担当者となって職場内研修を継続的に開催してまいります。

また、今後の契約事務執行時には、「契約事務の手引き」に従い、各業務に適したチェックリスト及び事務処理ミス防止対策管理表を活用し、複数の職員がそれぞれに十分な意識をもって確認することを徹底し適正に事務を執行してまいります。

農業委員会事務局として、今回の定

期監査において指摘を受けたことを重く受け止め、契約事務における不適切な事務処理が重大な事故等に発展する危険性について再認識し、事務局長を筆頭に局全体で適正な事務執行に取り組んでまいります。